

## 第10回協議会 書面表決事項（2）

## ふくしま ME 育成講座修了・認定要綱の変更について

次の理由により、ふくしま ME 育成講座修了・認定要綱を案のとおり変更しようとするものである。

## 「理由」

## 1 再認定試験について

防災及び保全コースの不合格者への対応について、再受験を認める試験を募集要項の定めと整合を図り、受講修了後 3 年以内に変更しようとするものである。

## 2 認定の有効期間及び認定の更新について

認定者の知識及び技術の維持向上のため、認定の有効期間及び更新の条件を定めようとするものである。変更案は、これまでの協議会及び幹事会の議論（資料 2-3 ふくしま ME の変更条件（案）を参照）を踏まえ作成し、第 15 回審査委員会の了承を得たものです。なお、変更箇所は新旧対照表のとおり。

## 第10回協議会書面表決事項（2）

## ふくしまME育成講座 修了・認定要綱（変更案）

ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会

## 1 目的

この要綱は、ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会（以下「協議会」という。）が開催するふくしまME育成講座（以下「育成講座」という。）の認証及び受講者の受講修了・認定に関し必要な事項について定めるものである。

## 2 育成講座の認証要件

高齢化する社会基盤の戦略的かつ効率的な維持管理を行うため、維持補修及び防災に係わる高度な技術力を有する中核となる専門人材を育成するための科目で構成されていることを協議会において認証することを要件とする。

## 3 育成講座の受講修了要件

協議会において定められた育成講座を全て受講していることを要件とする。

なお、受講修了の証として審査委員会（以下「委員会」という。）は受講修了証を付与する。

## 4 育成講座の認定要件

上記3の要件を満たした者のうち、「認定試験」において一定基準以上の成績をおさめることを要件とする。

## 5 認定試験

- (1) 委員会は、受験者が受験資格を有することを確認する。
- (2) 委員会は、受験資格を満足している者に、筆記試験及び口頭試験を実施し、採点を行う。

## ① 筆記試験

社会基盤の防災・維持管理を実施するにあたっての必要な知識を確認する筆記試験。

## ② 口頭試験（※基礎コースについては除く）

社会基盤の防災・維持管理に必要な知識や能力を確認する口頭試験。委員会の委員が必要な知識や能力を確認するための質疑応答を行う。

## 6 再認定試験

認定試験において不合格となった者及び受講修了証の付与を受けたが受験できなかった者は、基礎コースにおいては次回に開催する認定試験を、防災及び保全コースにおいては受講修了後3年以内に、同講座の受講を免除の上、1度のみ受験することができる。

## 7 認定者の決定

委員会は認定試験の結果について審査し、総合的な評価により合否案を作成し協議会に報告する。協議会は、委員会からの報告をもとに認定者を決定し、認定証を付与する。

## 8 認定の有効期間及び認定の更新

(1) 認定の有効期間は、交付の日より5年を経過した年度の3月末日までとする。

(2) 認定の更新を受けようとする者は、認定更新の申請を行わなければならない。

(3) 認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間満了の日までに次の要件を満たさなければならない。なお、やむを得ない事情により要件を満たせない者については、細則に基づき更新を認める。

### ①基礎コース

認定有効期間満了の日の2年以内に、指定する講習会を受講すること。

### ②防災及び保全コース

認定有効期間満了の日の2年以内に、指定する講習会の受講及び現場講習会に参加すること。また、更新申請時に所定のCPD等の一定単位を取得していること。

## 9 守秘義務

認定審査業務に携わった者は、業務に関連して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(附則)

この要綱は、平成29年9月15日より施行する。

(附則)

変更 令和2年11月25日

この要綱は、令和2年11月25日より施行する。

資格更新のCPD等取得形態の考え方

資料2-2

令和2年11月25日

A. 形態	番号	内容	ポイント数	
			計算方法	上限
建設系CPD協議会構成団体主催プログラムへの参加(受講)		建設系CPD協議会構成団体主催のCPD、CPDSの認定プログラムへ登録した講習会、講演会、現場見学会等への参加(受講)	認定CPD又はCPDSポイント×1	上限なし
CPD、CPDS取得以外のポイント付与				
B. 形態	番号	内容	ポイント数	
			計算方法	上限
I. 講習会 講習会、研修会、講演会、シンポジウム、見学会等への参加(受講)	I 1	大学、関係学協会、民間団体、県、市町村等が公募により開催するもの。	1×H H: 受講時間(h)	10/年
	I 2	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会が毎年開催する講習会に参加。	5×N N: 回数	10/年
	I 3	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会が開催する現場研修会に参加。	5×N N: 回数	10/年
		(1) 移動、休憩時間及び懇親会等は対象としない。 (2) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。 (3) I 1～I 3については、各項目で「10ポイント/年」を計上できる。		
II. 論文等の発表 論文・報告文などの口頭発表・掲載	II 1	関係学協会、民間団体、県、市町村が開催する技術発表会等での口頭発表	5×N N: 回数	10/年
	II 2	関係学協会、民間団体、県、市町村が発行する学術誌、技術誌への論文、報告文への掲載(査読付き)	3×N N: 回数	10/年
	II 3	関係学協会、民間団体、県、市町村が発行する学術誌、技術誌への論文、報告文への掲載(査読無し)	2×N N: 回数	10/年
	II 4	関係学協会、民間団体、県、市町村が開催、発行する技術発表会、技術誌での審査等	2×N N: 回数	10/年
	(1) 口頭発表時間の外、講演、講習の聴講がある場合は別途計上できる。 (2) 同一内容で異なる場所で発表した場合には、1回のみが計上対象となる。 (3) 発表資料、説明資料の作成は含めない。 (4) 所属における部下の指導、所属管理業務など、職責上実施した業務は含めない。 (5) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。 (6) II 1～II 4については、各項目で「10ポイント/年」を計上できる。			
III. 講習会等の講師・指導 研修会、講習会などの講師・技術者指導	III 1	大学、学術団体等の講義、研修における講師	5×N N: 回数	10/年
	III 2	高等学校、小・中学校や企業、地域における講習会等での講師	2×N N: 回数	10/年
	III 3	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会が開催する各講座や更新講習会での講師又は講師補助	5×N N: 回数	10/年
	(1) 大学等の非常勤講師は計上できる。 (2) 公的機関又は団体の主催する事業の一環として実施する場合又は大学、団体等から直接要請を受け実施する場合を計上する。 (3) 同好会活動の講師は計上できない。 (4) 所属における部下の指導、所属管理業務など、職責上実施した業務は計上できない。 (5) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。 (6) III 1～III 3については、各項目で「10ポイント/年」を計上できる。			
IV. 所属機関内研修	IV 1	各所属における研修プログラムに基づき実施される研修等での講師、審査等	2×N N: 回数	10/年
	IV 2	各所属における研修プログラムに基づき実施される研修等への参加	1×N N: 回数	10/年
	(1) 特定業務の対策会議等、特定業務に密着した取組は計上しない。 (2) 資格取得のための研修等は計上しない。 (3) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。 (4) IV 1～IV 2については、各項目で「10ポイント/年」を計上できる。			
V. 業務の技術的な評価 実務経験	V 1	業務上で技術的成果をあげ、グループ(本人含む)及び個人(本人)が表彰を受けた実績	10×N N: 回数	10/年
	V 2	現場管理経験(工事における主任技術者、監理技術者又は現場代理人、委託業務における主任技術者又は管理技術者)	5×N	10/年
	V 3	実務経験(担当技術者)	2×N N: 回数	10/年
	(1) 【V1】は、国、県又は市町村による優良工事(委託業務)表彰の対象工事(委託業務)等において、建設業、コンサルタント所属の技術者の場合には、対象工事の現場代理人、主任技術者又は監理技術者(優良委託業務表彰対象業務の主任技術者又は管理技術者)を務めた場合に計上できる。 官公庁職員の場合には表彰工事(委託業務)の監督員を務めた場合に計上できる。 (2) 【V2】は、官公庁職員の場合、監督員を務めた場合に計上できる。 (3) 【V3】は、建設業、コンサルタント所属の技術者の場合には、対象工事の担当技術者を務めた場合に計上できる。 官公庁職員の場合には、表彰工事(委託業務)の副監督員を務めた場合に計上できる。 (4) 工事、委託業務以外の技術的なプロジェクトに携わった実績がある場合には、【V3】で計上する。 (5) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。 (6) V 1～V 3については、各項目で「10ポイント/年」を計上できる。			
VI その他 自己学習	VI 1	技術的研鑽に値すると判断される取組	1×H H: 履修時間(h)	10/年
		(1) 自己研究、学協会誌の継続購読、技術的内容を扱う書籍購読、技術的なボランティア活動を計上する。 (2) 大学、公的機関、関係学協会が主催する講習会等への参加を計上する。 ただし、個人的な参加とする。業務の一環としての参加は【I i】で計上する。 (3) CPD、CPDS対象の取組と重複する場合は、対象としない。		

認定期間中のCPD等の単位取得数
資格認定期間中に、表中の「A.形態」と「B. 形態」の合計で50ポイント

## ふくしまMEの更新条件（案）

令和2年11月25日

## 1 ふくしまME（基礎）

※更新条件としては、表中の「項目1」を更新条件とする。

項目	取組事項	内容	備考
1	講習会	●更新年度又は前年度において、指定する講習会の受講。	

## 2 ふくしまME（防災・保全）

※更新条件としては、表中の「項目1」と「項目2」を更新条件とする。

※更新者の所属環境等、やむを得ない場合は、表外「その他 CPD等一定単位取得ができないなど、やむを得ない場合の措置」を更新条件とする。

項目	取組事項	内容	備考
1	講習会	●更新年度又は前年度において、指定する講習会の受講。 ●認定期間内に講習会と併せて開催する現場講習会への参加。	
2	CPD等一定単位取得	●資格認定期間中の50ポイントを標準とする。 【経過措置】 令和2年度以前の期間においては、1年につき10ポイントを控除する。 ●CPD対象実績のほか、自己研鑽の取組を抽出し、ポイント数として加算する。 「CPD等一定単位」=「①CPD、CPDS」+「②自己研鑽の取組」 【②自己研鑽の取組】 ・自己研鑽の取組として評価できる内容について、別紙によりポイント（試行）を定める。別紙については、更新時の状況を確認しながら充実を図る。	

## 【その他 CPD等一定単位取得ができないなど、やむを得ない場合の措置】

●認定期間中における防災業務や保全業務に関する論文の作成

論文のテーマ

「①専門書の購読や研修会への参加など自主研修活動内容」及び「②担当した業務内容」とする。

※論文は2,000～2,400字程度で作成。

(やむを得ない場合の例)

- ・認定期間中、一定期間の病気療養や災害対応業務などにより自己研鑽の時間を確保できなかった場合。
- ・認定期間中、一定期間の病気療養や他団体への出向などにより、防災業務又は保全業務に携わる機会が少なかった場合。

(傍線部分は変更部分)

現 行	変 更 後
<p>1から5 (略)</p> <p>6 再認定試験 認定試験において不合格となった者及び受講修了証の付与を受けたが受験できなかった者は、次回に開催する<u>育成講座</u>の認定試験を、同講座の受講を免除の上、1度のみ受験することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p><u>8</u> 守秘義務 (略)</p>	<p>1から5 (略)</p> <p>6 再認定試験 認定試験において不合格となった者及び受講修了証の付与を受けたが受験できなかった者は、<u>基礎コース</u>においては次回に開催する認定試験を、<u>防災及び保全コース</u>においては<u>受講修了後3年以内に</u>、同講座の受講を免除の上、1度のみ受験することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p><u>8</u> <u>認定の有効期間及び認定の更新</u>  <u>(1) 認定の有効期間は、交付の日より5年を経過した年度の3月末日までとする。</u>  <u>(2) 認定の更新を受けようとする者は、認定更新の申請を行わなければならない。</u>  <u>(3) 認定の更新を受けようとする者は、認定有効期間満了の日までに次の要件を満たさなければならない。なお、やむを得ない事情により要件を満たせない者については、細則に基づき更新を認める。</u>  <u>①基礎コース</u>  <u>認定有効期間満了の日の2年以内に、指定する講習会を受講すること。</u>  <u>②防災及び保全コース</u>  <u>認定有効期間満了の日の2年以内に、指定する講習会の受講及び現場講習会に参加すること。また、更新申請時に所定のCPD等の一定単位を取得していること。</u></p> <p><u>9</u> 守秘義務 (略)</p>